

京都地方税機構監査委員条例

平成21年12月14日
京都地方税機構条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査)

第2条 監査委員は、監査を行うときは、その都度期日を定め、その期日の10日前までに監査の対象となる機関その他のものに通知する。ただし、臨時又は特に必要があるときは、この限りでない。

(出納検査)

第3条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日から起算して5日以内に行う。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第4条 監査に関する公表は、京都地方税機構公告式条例（平成21年京都地方税機構条例第2号）第2条第2項の規定の例により行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務の執行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。